平成30年(2018年)9月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成30年9月4日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成30年9月5日(水)

応招議員

2番 大西瑞香 3番 原 隆伸

4番 谷 節夫 5番 奥村 仁

6番 樋口泰生 7番 太田哲生

8番 瀧本 攻 9番 近澤チヅル

10番 入江康仁 11番 家崎仁行

12番 玉津 充 13番 奥村武生

14番 東 清剛 15番 平野隆久

16番 中津畑正量

不応招議員

1番 岡村哲雄

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町	長	尾上壽一	副 町 長	中場幹
会計管理	!者	武岡芳樹	総務課長	濵田多実博
財 政 課	長	水谷法夫	危機管理課長	岩見建志
企 画 課	長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住 民 課	長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理調	果長	玉本真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光調	果長	玉津裕一	建設課長	植地俊文
水道課	長	上野隆志	教 育 長	村島赳郎
学校教育調	果長	宮本忠宜	生涯学習課長	井土 誠
監査委	員	松永 剛		

職務の為出席者

 議会事務局長
 脇
 俊明
 書
 記
 佐々木
 猛

 書
 記
 奥川賀夫
 書
 記
 家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 入江康仁 12番 玉津 充

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

ここで、少しお時間をいただきまして、この度、台風21号により被災されました皆様 に対して、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

ただ今の出席議員は15名であり、定足数に達しております。

それでは、定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

なお、1番 岡村哲雄君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

なお玉津支所長は災害対応のため欠席と伺っております。

昨日は台風21号の関係で延会となり、諮問第2号以降は本日の日程となっております。 本日の日程については、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

家崎仁行議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 入江康仁君

12番 玉津 充君

のご両名を指名いたします。

日程第2

家崎仁行議長

次に、日程第2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

早速ではございますが、本日の会議にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

昨日の台風21号による被害状況についてでございます。

昨日、猛烈な暴風雨を伴い来襲した台風21号により、町内の各地区で大きな被害が発生をいたしました。現時点において人的な被害はなかったものの、屋根瓦やガラスの破損、電柱・看板等の倒壊、倒木、長時間にわたる停電等の報告を受けております。

被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

詳細な被害状況につきましては、本日、午前7時30分より職員を町内各地区に派遣し、被害調査を行っているところでございます。なお、公共施設等につきましても、多数被災しておりまして、町内すべての被害状況の把握まで少し時間を要するものと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、本日の会議にあたりましての行政報告とさせていただきます。

家崎仁行議長

以上で、行政報告を終わります。

家崎仁行議長

お諮りします。

日程第3 諮問第2号につきましては、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第3 諮問第2号については、委員会への付託を省略し、本会議で 審議することに決定しました。

日程第3

家崎仁行議長

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします。

まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました、人事案件につきまして、提案 理由をご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありますが、人権擁護委員の長島969番地、服部峰穂氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、平成28年1月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。つきましては、同委員として、行政関係に精通するとともに優れた人格と高い識見を有し、地域社会に根ざした積極的な活動を遂行している同氏を引き続き推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

以上、人事案件は1件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

家崎仁行議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

家崎仁行議長

諮問案件に対して、議会としての答申の意見をとりまとめるため、暫時休憩いたします。

(午前 9時 35分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 38分)

家崎仁行議長

これより、討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、日程第3 諮問第2号については、適任という意見を付して答申するこ

日程第4~日程第13

家崎仁行議長

お諮りします。

日程第4 議案第48号から、日程第13 認定第5号までの10件については、提案理由 並びに内容の説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第13までの10件については、一括議題とすることに決 定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、各議案の提案理由及び認定案件について、ご説明を申し上げます。

議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第3号)でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,481万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,720万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,623万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,920万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でありま

すが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,112万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)でありますが、歳入歳出予算の総額を変えず、歳入のみ、繰入金から1,486万1,000円を減額し、繰越金に同額を増額するという組み替え補正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分についてでありますが、地方 公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の一部を積立金へ積み立てた いので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5案件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成29年度の決算でありますが、認定第1号から4号までにつきましては、地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものであります。

以上、5件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、 詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご 可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

家崎仁行議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

家崎仁行議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

次に、議案第48号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の内容につきまして説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町一般会計補正予算(第3号)

平成30年度紀北町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,481万4,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,720万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正でありますが、尾鷲ヒノキFSC認証普及促進映像作成業 務を新たに追加するものでございます。

5ページをご覧ください。

第3表 地方債補正でありますが、上水道事業の一般会計出資分の起債限度額1,500 万円を新たに追加するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金488万8,000円の増額は、マイナンバーカード等への旧姓を併記するためのシステム改修費への社会保障・税番号制度システム整備費補助金366万8,000円と、後期高齢者医療の保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修費への高齢者医療制度円滑運営事業費補助金122万円を新たに計上するものでございます。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金54万円の増額は、国民年金法の改正に伴うシステム改修費への国民年金事務委託金54万円を新たに計上するものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金2億4,560万2,000円の減額は、当初予算、補正1号及び2号で、財政調整基金より繰り入れを行った一部を繰り戻しするものでございます。

9ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに特別会計繰入金3,064万円の増額は、後期高齢者医療特別会計 繰入金で前年度歳計剰余金のうち、前々年度療養給付費負担金の精算に伴う一般会計へ の繰入金でございます。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金4億4,898万6,000円の増額は、一般会計歳計剰 余金の増額で、平成29年度決算に基づく前年度繰越金4億5,898万6,000円のうち当初予 算計上分を除いたものでございます。

第19款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入36万2,000円の増額は、消防団員安全装備品整備等助成事業の助成が決定したことにより助成金を新たに計上するものでございます。

10ページをご覧ください。

第20款、第1項ともに町債、第3目・衛生債1,500万円の増額は、沖見低区配水池緊急遮断弁設置事業への一般会計繰出金について、水道事業への出資債を新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、11ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は298万9,000円を増額し、5億7,853万4,000円とするものでありますが、総合住民情報システム運営事業で、マイナンバーカード等への旧姓を併記させるためのシステム改修費を計上するものでございます。

第5目・財産管理費は2億3,114万8,000円を増額し、4億5,256万4,000円とするものでありますが、基金管理事業で、財政調整基金に2億2,949万4,000円、地域づくり事業基金に165万4,000円を積み立てるための積立金の増額でございます。

第13目・地域振興費は500万円を増額し、1,000万円とするものでありますが、地域活性化推進事業で、地域経済の活性化のための住宅リフォーム補助金500万円の増額でございます。

12ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第3目・身体障害者福祉費は55万1,000円を 増額し、5億5,815万9,000円とするものでありますが、障害者介護・訓練等給付事業で、 制度改正に伴う給付等のシステム改修費を新たに計上するものでございます。

第4目・国民年金事務費は86万4,000円を増額し、1,712万6,000円とするものでありますが、国民年金事業で、国民年金法の改正に伴う産前産後の保険料の免除等によるシステム改修費を新たに計上するものでございます。

13ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は122万1,000円を増額し5億1,857万9,000円とするものでありますが、後期高齢者医療特別会計繰出金で、後期高齢者医療の保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修に係る繰出金を新たに計上するものでございます。

14ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第3目・環境衛生費は11万6,000円を増額し6,794万1,000円とするものでありますが、墓地管理事業で馬瀬区墓地整備への助成金を新たに計上するものでございます。

15ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は沖見低区配水池緊急遮断弁設置事業に係る繰出金の財源を一般財源から交付税算入のある一般会計出資債としたことによる財源 更正でございます。

16ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第5目・農地費は315万7,000円を増額し6,978万円とするものでありますが、海岸環境整備事業58万4,000円は、比磯バースハウスの給水管の修繕費を、一般土地改良事業49万9,000円は三ツ谷用水路の法面修繕費を、農地防災事業207万4,000円は山本排水機場の蓄電池取替等の修繕費を新たに計上するものでございます。

17ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は153万9,000円を増額し4,371万5,000円とする ものでありますが、林政総合企画事業で日本農業遺産認定を受けた尾鷲ヒノキの普及、 周知を図るための映像作成業務費等を新たに計上するものでございます。 第2目・林業振興費は11万9,000円を増額し、1,932万6,000円とするものでありますが、地域産材利用促進事業で森林・山村多面的機能発揮対策助成金等を新たに計上するものでございます。

第3目・林業施設費は258万9,000円を増額し、6,251万5,000円とするものでありますが、林道・治山関係事業で大雨等により被害を受けた林道の修繕費等を新たに計上するものでございます。

18ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第3目・漁港管理費は101万7,000円を増額し6億9,673万2,000円とするものでありますが、漁港管理事業で海野漁港の土砂撤去費等を新たに計上するものでございます。

19ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第2目・商工業振興費は102万9,000円を増額し4,695万2,000円とするものでありますが、ふれあい広場マンドロ管理事業で、創作室の空調機改修工事費を新たに計上するものでございます。

20ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第2目・非常備消防費は36万2,000円を増額し4,014万6,000円とするものでありますが、消防団員活動事業で、消防団員安全装備品整備等助成事業により、消防団員の装備品の充実を図るため消耗品費を増額するものでございます。

第4目・水防費は111万3,000円を増額し1,076万7,000円とするものでありますが、河 川海岸水防対策事業で汐ノ津呂及び汐見排水機場の真空ポンプ等の修繕費を新たに計上 するものでございます。

第5目・災害対策費は、200万円を増額し8,136万4,000円とするものでありますが、 防災推進事業で大阪北部地震を受け、ブロック塀等の撤去を促進するため、ブロック塀 等撤去補助金を増額するものでございます。

21ページは債務負担行為に関する調書で、尾鷲ヒノキFSC認証普及促進映像作成業 務分であります。

22ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、23ページの合 計欄をご覧ください。

前年度末現在高は118億3,672万9,000円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の

補正分1,500万円の増額により19億5,070万円となり、当該年度中の元金償還見込額の12億2,731万1,000円を差し引きしますと、当該年度末現在高見込額は125億6,011万8,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

次に、議案第49号、50号についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第49号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,623万5,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,920万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきま すので、6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金 8,111万7,000円の増額は、普通交付金の増額に伴う補正でございますが、国保の財政運 営を行う上での基礎的な交付金として、町が行う保険給付に応じ交付されるものでござ います。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金7,511万8,000円の増額は、前年度事業費の精算

によるものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第2目・退職被保険者等療養給付費 5,907万6,000円の増額は、退職被保険者療養給付費の増額見込みに伴うものでございま す。

第4目・退職被保険者等療養費55万8,000円の増額につきましても、退職被保険者等療養費の増額見込みに伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第2項・高額療養費、第2目・退職被保険者等高額療養費2,148万3,000円の増額は、退職被保険者等高額療養費の増額見込みに伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金3,515万1,000円の増額は、平成29年度の剰余金を積み立てるものでございます。

なお、このことにつきましては、平成29年度の国保当初予算において計上しておりました一般会計からの法定外繰入金、予算額1億5,304万5,000円が、その後の薬価改正等により医療費の伸びが落ち着いたことで、8,000万円を一般会計から国保会計に繰り入れることで、結果的に剰余金として基金に積み立てることができたものであります。

したがいまして、医療費につきましては、今後も高額薬剤の出現等により、大きく変動するものでありますので、平成30年度におきましても、楽観視できない状況と考えております。

続きまして、10ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第1項、第3目ともに償還金162万5,000円は、平成29年度の退職 者医療交付金の精算に伴う、社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

11ページをご覧ください。

第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金3,785万9,000円は、前年度の 療養給付費負担金及び特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございま す。

第2目・県支出金返納金48万3,000円は、特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第49号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第50号の平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧下さい。

平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成30年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,112万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきま すので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金122万1,000円の増額は、後期高齢者医療の保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修費に係る一般会計からの繰入金でございます。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金3,197万9,000円は、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費 122 万 1,000 円の増額は、保険料軽減特例の見直しに伴い後期高齢者医療システムを改修するものでございます。

8ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金133万9,000円の増額は、前年度後期高齢者医療特別会計の精算に伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金3,064万円は、前年度療養給付費の精算に伴うものでございます。

以上で、議案第50号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) の説明を終わります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

次に、議案第51号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第51号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算総額の増減はございませんが、歳入予算の組替えを行うものでございます。内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、ご説明させていただきます。 それでは、歳入予算についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、1,486万1,000円を減額し、1,469万4,000円とするものでございます。

続きまして、第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、1,486万1,000円を増額し、1,486万2,000円とするもので、平成29年度決算による歳計剰余金でございます。

この歳計剰余金をもとに、第5款・繰入金と第6款・繰越金の歳入予算の組替えを行

うものでございます。

以上で、議案第51号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

次に、議案第52号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、議案第52号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分について、ご説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第52号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、平成29年度紀 北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり、未処分利益剰余金1億1,994万 9,464円のうち、150万円を減債積立金に積み立て、2,655万1,625円を建設改良積立金 に積み立てたいので、議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

4ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町水道事業会計決算書の抜粋でございます。

4. 平成29年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)の表になります。

表の右側の未処分利益剰余金でございますが、当年度末残高1億1,994万9,464円の うち、議会の議決による処分額といたしましては、当年度純利益2,805万1,625円をお 願いするものでございます。内訳といたしましては、減債積立金に150万円を積み立て、 建設改良積立金に2,655万1,625円を積み立てたいので、議会の議決を求めるものでご ざいます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

続きまして、決算関係でありますが、まず、最初に認定第1号から認定第5号までの 審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

松永代表監査委員。

松永剛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成29年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1 ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成29年度紀北町育英基金運用状況調書

平成29年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成29年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

平成30年7月30日から平成30年8月22日

3 審査を実施した監査委員 松永剛、樋口泰生

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び 財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確かめ、これらの 計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び 財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿そ の他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数値の詳細などにつきましては、ご確認いただくこととしまして、最終ページ、25ページの所見を朗読させていただきます。

5 所見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書などは適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

一般会計の歳入決算額は106億9,691万489円であり、前年度対比3億4,593万1,122円 (3.34%)増額となっている。

財源別にみると自主財源は、33億9,325万9,103円で、前年度比11.60%の増額、依存 財源は、73億365万1,386円で、前年度比0.09%の減額となっている。自主財源の増加の 主な原因としては、ふるさと納税の返礼品制度が引き続き好評なことから、寄附金が前 年度に比べ8,018万2,359円(67.44%)増額したことと、繰入金が前年度に比べ2億 7,298万3,625円(64.56%)増額したことによる。

また、町税については、収納率が93.02%と、前年度に引き続き上昇し、収入額についても前年度に比べ2,158万1,129円(1.44%)増額している。このように少し改善傾向が見られるが、今後も紀北町における少子高齢化などによる就労人口の減少が続いていくことが予想されることから、引き続き歳入の根幹である町税の収納率向上とふるさと納税の促進などにより自主財源の確保に努められたい。

一方、歳出決算については、三浦及び矢口浦地区における海岸保全施設整備事業、津波避難路や防災倉庫の整備、相賀地区の津波避難ビルの機能を備えた紀北健康センター整備事業など、重点施策である防災・減災対策への取り組みを積極的に行っており、歳出総額は前年度に比べ3億9,773万9,281円(4.06%)増額となった。

昨年度よりスタートした紀北町第2次総合計画の基本目標に基づき、着実に事業を実施していることが見受けられる。

ふるさと納税については、前年度の4,881件から2,252件増加して、7,133件に、寄附金額は前年度の1億1,722万565円から8,033万9,251円増額して、1億9,755万9,816円であった。このようにふるさと納税制度に関心が高まっていることから、返礼品による物産品の情報発信や販路拡大などにより、紀北町の地場産業の活性化につなげていただくとともに、世界遺産熊野古道や清流銚子川などの観光資源を最大限に活用して、町の魅

力を広く発信し交流人口の増加による地域経済の活性化に取り組んでいただきたい。全 国的には景気は緩やかな回復基調が続いていると言われているが、本町を取り巻く環境 は以前として厳しい状況にある。

また昨年度の台風21号による被害や、西日本では平成30年7月豪雨などによる災害が発生していることから、防災・減災対策に引き続き取り組んでいただき、紀北町第2次総合計画の将来像である、みんなが元気!紀北町の実現に向け、限られた財源の中で住民のニーズに対応した効率的かつ重点的な予算配分により健全な財政運営に努められたい。

松永剛監査委員

続きまして、平成29年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

- 審査の対象
 平成29年度紀北町水道事業会計決算
- 審査の期間
 平成30年6月27日から平成30年8月22日
- 3. 審査を実施した監査委員 松永剛、樋口泰生
- 4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確かめ、 事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証 拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示 しているものと認められた。

以下、決算数値の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後ページ、3ページの所見を朗読させていただきます。

3 所見

水道事業会計決算においては、平成29年度より簡易水道事業が上水道事業に統合され

たが、収入支出及びキャッシュ・フロー計算書から見ても業務活動の業績は概ね良好で あると考えられる。

昨年度の検討事項としていた備品などの在庫品の管理においては、倉庫に監視カメ ラや民間警備会社のセキュリティーシステムを取り付けており、適切な対策がなされて いた。

年間有収水量については57.1%と、昨年度より0.8ポイント増加しているが、いまだ 県下でも低い状況にある。一方赤羽浄水場の年間有収水量率は73.8%と、昨年度より 18.1ポイント増加している。これは中桐地区の排水管布設替工事がすべて終了し、老朽 管の布設替えにより漏水が改善されたためと思われる。

有収水量率が低い一因と思われる老朽管については、布設替え工事を管路更新計画などによりこれからも進められたい。また、今年度から2カ月ごとの有収率を出すことで、その原因の調査と対策を進め、有収水量率の向上に努められたい。

建設改良費については、上里地区、三浦地区の配水管布設替工事などを実施している。 これは、平成27年度から引き続き水道課に工務専属技師が配属されたことに伴い、計画 的な事業執行が可能となったことによるものと思われる。

しかし、建設改良にかかる投資財源を融資負債に依存し、かつその残高が増加している傾向があるため、今後の返済負担が増加しないように努められたい。

収納率について現年度分では99.47%と前年度対比で0.15ポイント増加の過去最高の数字であり、引き続き高い水準を維持している。この要因は平成27年8月から水道料金をコンビニエンスストアなどで納付できる収納方法が導入されたことにより、利便性が向上され効果が現れたものと思われる。

水道事業は住民生活を支える極めて重要なライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていくことはもちろんのこと、災害などの非常時には迅速な対応が求められることから、今後とも健全な経営の維持を図りつつ、水道施設の整備及び維持管理などの適正化に努められたい。

以上でございます。

家崎仁行議長

ここで10時40分まで休憩といたします。

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前 10時 40分)

家崎仁行議長

続いて、会計管理者より、水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

武岡会計管理者。

武岡芳樹会計管理者

それでは、平成29年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、 その概要を説明させていただきます。

認定第1号 平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。 議案書の5ページをお願いいたします。

認定第1号 平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度紀北町 一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

説明につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書によりまして、歳入歳出の 款の金額、項以降は主要な事業等とさせていただきますので、お手元の決算説明資料を 合わせてご参照願います。

それでは、一般会計・歳入から説明させていただきますので、決算書11ページをお願いいたします。

第1款・町税でございます。

町税全体の調定額は16億3,195万6,862円、これに対する収入済額は15億1,811万6,178円で、徴収率は93.02%、前年度が92.52%で、0.50%の増となり、この内、現年度分の

徴収率は98.32%、滞納繰越分の徴収率は19.89%でございます。

第2款・地方譲与税の収入済額は、6,557万9,000円。

第3款・利子割交付金の収入済額は、361万1,000円。

第4款・配当割交付金の収入済額は、900万円でございます。

13ページ、第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は、885万5,000円。

第6款・地方消費税交付金の収入済額は、2億7,293万1,000円。

第7款・自動車取得税交付金の収入済額は、2,404万6,000円。

第8款・地方特例交付金の収入済額は、475万9,000円。

第9款・地方交付税の収入済額は、42億3,233万3,000円。

第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は、134万7,000円。

第11款・分担金及び負担金の収入済額は、6,106万5,873円で、主な収入は、第2項・ 負担金、第2目・民生費負担金の私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担 金等でございます。

15ページの第12款・使用料及び手数料の収入済額は、1億7,351万5,659円で、第1項・使用料の主な収入は、第5目・商工使用料では、森林公園オートキャンプ場施設使用料、温泉施設使用料等、第6目・土木使用料は、町営住宅使用料等ございます。

第2項・手数料の主な収入は、第1目・総務手数料の、戸籍住民手数料等でございます。

17ページの第13款・国庫支出金の収入済額は、8億1,461万7,747円で、第1項・国庫 負担金の主な収入は、第1目・民生費負担金では、障害者自立支援給付費国庫負担金、 子どものための教育・保育給付費国庫負担金、児童手当交付金、国民健康保険保険基盤 安定負担金、障害者医療費国庫負担金等でございます。

第2項・国庫補助金の主な収入は、第1目・総務費補助金では、地方創生推進交付金、 社会保障・税番号制度システム整備費補助金等、第2目・民生費補助金は、臨時福祉給 付金給付事業費補助金(繰越分)、子ども・子育て支援交付金、地域生活支援事業費等 補助金等、第3目・衛生費補助金は、循環型社会形成推進交付金等、第4目・農林水産 業費補助金は、農山漁村地域整備交付金、第6目・土木費補助金は、社会資本整備総合 交付金、第8目・教育費補助金は、学校施設環境改善交付金(健康増進施設分)等でご ざいます。

19ページの第3項・委託金の主な収入は、第2目・民生費委託金の、基礎年金事務交

付金等でございます。

第14款・県支出金の収入済額は、6億898万639円で、第1項・県負担金の主な収入は、第2目・民生費負担金では、三重県障害者自立支援給付等負担金、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度県負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、児童手当県負担金等でございます。

第2項・県補助金の主な収入は、第2目・民生費補助金では、障がい者医療費補助金、こども医療費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金等、21ページの第3目・衛生費補助金は、浄化槽設置促進事業補助金等、第4目・農林水産業費補助金は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業費交付金、市町営水産物供給基盤機能保全事業費補助金、国庫補助林道事業補助金、造林補助事業補助金、強い水産業づくり施設整備事業費補助金、畜産施設等整備事業費補助金(繰越分)等、第5目・商工費補助金は、三重県消費者行政活性化基金事業補助金、第7目・消防費補助金は、地域減災力強化推進補助金、第8目・教育費補助金は、放課後子ども教室補助金等、第9目・災害復旧費補助金は、農業用施設災害復旧事業補助金、林道施設災害復旧事業費補助金(繰越分)、第10目・電源立地地域対策交付金でございます。

第3項・委託金の主な収入は、第1目・総務費委託金では、個人県民税徴収取扱委託金、衆議院議員総選挙執行委託金等、23ページの第6目・土木費委託金は、江ノ浦橋管理委託金や港湾施設・海岸清掃委託金等、第7目・消防費委託金は、樋門管理委託金でございます。

第15款・財産収入の収入済額は、1,939万3,954円で、主な収入は、第1項・財産運用収入の、土地の貸付収入、基金運用利子、第2項・財産売払収入の、土地・立木・物品の売払い収入等でございます。

第16款・寄附金の収入済額は、1億9,906万9,816円で、主な収入は、第1目・総務費 寄附金のふるさと寄附金で、寄附件数は7,133件でございます。

第17款・繰入金の収入済額は、6億9,583万3,823円で、主な収入は、第1項・基金繰入金では、第1目・財政調整基金、25ページの第3目・地域づくり事業基金、第18目・ ふるさと応援基金等からの繰入でございます。

第2項・特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計の精算による繰入でございます。 第18款・繰越金の収入済額は、5億6,330万1,643円で、前年度の歳計剰余金でござい ます。 第19款・諸収入の収入済額は、1億6,296万2,157円で、主な収入は、第1項・延滞加算金及び過料では、町民税や、固定資産税などの延滞金、第3項・貸付金元利収入は、奨学金貸付金返還金と災害援護資金貸付金返還金、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は、地域支援事業受託事業、老人ホーム入所者受託事業等、27ページの第3目・農林水産業費受託事業収入は、分収造林受託事業収入でございます。

第20款・町債の収入済額は、12億5,759万2,000円で、第1目・総務債では、過疎対策事業債でソフト事業、此ヶ野集会所建設事業、合併特例事業債で倉庫施設統合・除去事業、第2目・民生債では、過疎対策事業債で障がい者グループホーム建設事業、第3目・衛生債では、過疎対策事業債で荷坂やすらぎ苑整備事業等、第4目・農林水産業債では、合併特例事業債で海岸保全施設整備事業、過疎対策事業債で林道江竜線改良事業等、第6目・土木債では、過疎対策事業債で町道相賀相神2号線他2路線道路整備事業、町道白浦線道路整備事業等、第7目・消防債では、過疎対策事業債で救急車整備事業等、緊急防災・減災事業債で避難路整備事業等、第8目・教育債では、合併特例事業債で社会体育施設整備事業(健康増進施設分)、赤羽公園整備事業等、29ページの第9目・災害復旧事業債では、公共土木施設現年単独災害復旧事業等に充当しております。

第10目は、臨時財政対策債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額111億2,429万5,742円、調定額108億7,843万2,635円、調定額に対する収入済額が106億9,691万489円となり、第1款・町税の不納欠損額は4,259万2,521円でございます。

また、第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第15款・財産収入、第19款・諸収入を合わせた収入未済額が1億3,892万9,625円と相成りました。

続きまして、歳出でございます。

31ページの第1款・議会費の支出済額は9,422万8,913円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費でございます。

第2款・総務費の支出済額は16億8,918万7,400円で、第1項・総務管理費の主な支出は、第1目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、嘱託職員賃金、総合住民情報システム運営事業等、33ページの第2目・文書広報費は、CATV行政放送事業、一般広報・広聴事業、文書取扱事務経費、第5目・財産管理費は、庁舎・公用車・町有財産の維持管理、地区集会所建設事業、財政調整基金、減債基金、環境衛生施設整備基金、

ふるさと応援基金などへの積立金でございます。

35ページの第6目・企画費は、ふるさと寄附金推進事業、地方バス運行対策事業、高度情報化推進事業等に要した経費、第7目・支所及び出張所費は、総合支所の管理経費、嘱託職員賃金等でございます。

37ページの第2項・徴税費、第1目・税務総務費は、職員人件費や税務一般事務費、 第2目・賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費でございます。

39ページの第3項・戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員賃金、戸籍電算管理事業など、第4項・選挙費は、選挙管理委員会の職員人件費や、衆議院議員選挙、町議会議員補欠選挙の執行などに要した経費でございます。

41ページの第5項・統計調査費・第2目・指定統計費は、統計調査受託事業に要した 経費でございます。

43ページの第3款・民生費の支出済額は26億7,685万9,081円で、主な支出は、第1項・社会福祉費の主な支出は、第1目・社会福祉総務費では、職員人件費や紀北広域連合運営事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、臨時福祉給付金給付事業(繰越分)、第3目・身体障害者福祉費は、障害者介護・訓練等給付事業、心身障害者医療費助成事業、障害者グループホーム緊急整備事業等、45ページの第4目・国民年金事務費は、職員人件費や年金事務に要した経費でございます。

第2項・老人福祉費の主な支出は、第1目・老人福祉総務費では、後期高齢者医療特別会計繰出金、老人福祉施設措置事業等、第2目・養護老人ホーム費は、職員人件費や老人ホーム管理運営事業に要した経費でございます。

47ページの第3項・児童福祉費の主な支出は、第1目・児童福祉総務費では、子育て支援センター設置事業、放課後児童クラブ対策事業等、第2目・保育所費は、職員人件費や、児童保育事業等、49ページの第3目・児童措置費は、児童手当等支給事業、第4目・母子福祉費は、子ども医療費助成事業、一人親家庭等医療費助成事業に要した経費でございます。

第4款・衛生費の支出済額は11億5,111万3,639円で、主な支出は、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員人件費、地域保健共通事業等、51ページの第2目・予防費は、予防接種事業、ガン検診事業等、第3目・環境衛生費は、火葬場及び霊柩車管理運営事業等に要した経費でございます。

第2項・清掃費の主な支出は、第1目・清掃総務費では、職員人件費、53ページの第

2目・塵芥処理費は、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみ リサイクル促進事業、廃棄物適正処理推進事業、不燃物処理施設管理事業等、第3目・ し尿処理費は、し尿処理事業に要した経費でございます。

第3項・上水道費は、企業債償還のための上水道事業繰出金でございます。

第5款・農林水産業費の支出済額は5億3,583万3,576円で、主な支出は、55ページの 第1項・農業費、第2目・農業総務費では、職員人件費、農政総合企画事業、高度水利 機能確保基盤整備事業、人・農地プラン事業等、第3目・農業振興費は、畜産施設等整 備事業(繰越分)、第5目・農地費は、土地改良施設維持管理適正化事業、海岸環境整 備事業、一般土地改良事業、有害鳥獣対策及び駆除事業等に要した経費でございます。

第1項・農業費の繰越明許費3億891万8,000円は、第3目・農業振興費の畜産施設等 整備事業に要する経費を平成30年度へ繰越すものでございます。

57ページの第2項・林業費の主な支出は、第1目・林業総務費では、職員人件費、第2目・林業振興費は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業、中間土場整備助成事業、林道安全対策管理助成事業等、第3目・林業施設費は、林道・治山関係事業、林道改良事業、森林環境保全整備事業等、59ページの第4目・町有林造成費は、職員人件費や町有林造成事業等、第5目・分収造林費は、国立研究開発法人森林研究整備機構との分収契約による造林事業等に要した経費でございます。

第2項・林業費の繰越明許費3,997万4,572円は、第3目・林業施設費の林道改良事業、第4目・町有林造成費の町有林造成事業に要する経費を平成30年度へ繰越すものでございます。

第3項・水産業費の主な支出は、第1目・水産業総務費では、職員人件費、61ページ 第2目・水産業振興費は、漁業振興対策事業に係る各種補助事業や水産資源増殖のため の種苗放流事業や築磯設置に、第3目・漁港管理費は、三浦及び矢口漁港海岸保全施設 整備事業や漁港の管理に要した経費でございます。

第3項・水産業費の繰越明許費1億8,936万1,480円は、第3目・漁港管理費の海岸保 全施設整備事業、漁港管理事業に要する経費を平成30年度へ繰越すものでございます。

第6款・商工費の支出済額は2億6,998万4,044円で、主な支出は、第1項・商工費、 第1目・商工総務費では、職員人件費、地方創生推進交付金事業(商工分)、63ページ の第2目・商工業振興費は、中小企業指導育成事業、道の駅マンボウ管理事業、ふれあ い広場マンドロ管理事業、地域振興施設運営管理事業、道の駅海山管理事業等に、第3 目・観光費は、森林公園オートキャンプ場管理運営事業、温泉施設管理運営事業、観光 振興推進事業(高速道路延伸関連)等に要した経費でございます。

第7款・土木費の支出済額は4億3,809万8,746円で、主な支出は、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費では、職員人件費や道路台帳修正業務、地籍調査事業等、65ページの第2項・道路橋りょう費の主な支出は、第1目・道路橋りょう総務費では、職員人件費、第2目・道路橋りょう維持費は、町道道路維持補修事業、第3目・道路橋りょう新設改良費は、町道相賀相神2号線他2路線道路整備工事、町道井の島山本2号線道路整備工事、町道相賀片町1号線道路整備工事、町道中州5号線道路舗装工事等に要した経費でございます。

第2項・道路橋りょう費の繰越明許費3,040万円は、第2目・道路橋りょう維持費の 町道道路維持補修事業に要する経費を平成30年度へ繰越すものでございます。

67ページの第3項・河川費の主な支出は、第1目・河川総務費では、海岸環境清掃業務委託事業等、第2目・河川施設費は、河川改修及び維持補修事業、第3目・砂防費は、 急傾斜地崩壊対策事業に要した負担金でございます。

第3項・河川費の繰越明許費889万5,296円は、第3目・砂防費の急傾斜地崩壊対策事業負担金を平成30年度へ繰越すものでございます。

第4項・港湾費の主な支出は、第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業等、 第2目・港湾施設費は、港湾施設整備事業負担金でございます。

第4項・港湾費の繰越明許費534万700円は、第2目・港湾施設費の港湾施設整備事業 負担金を平成30年度へ繰越すものでございます。

第5項・都市計画費の主な支出は、第1目・都市計画総務費では、職員人件費等、69ページの第6項・住宅費は、町営住宅管理事業、木造住宅耐震診断等事業等に要した経費でございます。

69ページ、第8款・消防費の支出済額は5億4,745万6,862円で、主な支出は、第1項・消防費、第1目・常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金、第2目・非常備消防費は、消防団員活動事業、消防団出動事業等、71ページの第3目・消防施設費は、消防施設・機械器具整備事業等、第4目・水防費は、河川海岸水防対策事業等、第5目・災害対策費は、災害対策事業、地震・津波災害避難路等整備事業、防災行政無線管理事業等に要した経費でございます。

第9款・教育費の支出済額は13億7,160万2,936円で、主な支出は、73ページの第1

項・教育総務費、第2目・事務局費では、職員人件費、スクールバス運行事業等、第3 目・教育振興費は、きほく子育て応援事業等、第4目・奨学費は、奨学金貸与事業など に要した経費でございます。

第2項・小学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、小学校10校の管理運営や 修繕などに要した経費、75ページ、第2目・教育振興費は、小学校教育活動振興助成事 業、要保護・準要保護児童就学援助費等に要した経費でございます。

第3項・中学校費の主な支出は、第1目・学校管理費では、中学校4校の管理運営や 修繕などに要した経費、第2目・教育振興費は、中学校教育活動振興助成事業、要保 護・準要保護生徒就学援助費等に要した経費でございます。

77ページの第4項・幼稚園費は、職員人件費、幼稚園3園の管理運営や修繕などに要した経費でございます。

第5項・社会教育費の主な支出は、第1目・社会教育総務費では、職員人件費、集会施設等管理運営事業、社会教育施設整備事業等、79ページの第2目・公民館費は、公民館の管理運営に、第3目・郷土資料館費は、郷土資料館の管理運営に、第4目・文化財調査費は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業等に要した経費でございます。

81ページの第6項・保健体育費の主な支出は、第1目・保健体育総務費では、スポーツ交流推進事業等、第2目・給食施設費は、各学校・給食センター等給食施設の管理運営等、83ページの第3目・体育施設費は、社会体育施設建設事業、社会体育施設の管理運営等に要した経費でございます。

第10款・災害復旧費の支出済額は、8,305万8,590円で、主な支出は、第2項・農林水産施設災害復旧費、第1目・農業用施設災害復旧費では、国補及び町単農業用施設災害復旧事業、第3目・林業施設災害復旧費は、町単林道災害復旧事業、国補林道災害復旧事業(繰越分)に要した経費でございます。

第2項・農林水産施設災害復旧費の繰越明許費2,263万2,759円は、第1目・農業用施設災害復旧費の国補及び町単農業用施設災害復旧事業、町単林道災害復旧事業等に要する経費を平成30年度へ繰越すものでございます。

第3項・公共土木施設災害復旧費の主な支出は、第1目・道路橋りょう災害復旧費では、町単町道道路災害復旧事業、第3目・河川災害復旧費は、町単河川災害復旧事業に要した経費でございます。

85ページの第11款の公債費の支出済額は13億2,799万3,218円で、地方債の元金と利子

の償還金でございます。

第14款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額111億2,429万5,742円に対しまして、支出済額が101億8,541万7,005円、繰越明許費繰越額が6億552万2,807円、その結果、差引不用額は3億3,335万5,930円と相成りました。

87ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額106億9,691万円から、歳出総額101億8,541万7,000円を差し引いた歳入歳出差引額は5億1,149万3,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源5,250万7,000円を差し引いた4億5,898万6,000円を、実質収支額として平成30年度へ繰り越すものでございます。

次に、財産に関する調書でございます。

前年度に比べ増減のあった個所について、説明させていただきます。

89ページの1.公有財産の(1)土地及び建物でございます。

土地についての区分欄、公共用財産、その他の施設の土地8,770㎡の増は、紀北健康センターの建設に伴う町有地の用途変更、並びに三浦倉庫施設用地の取得による増でございます。

区分欄、宅地62㎡の増は、寄附による増でございます。

区分欄、その他の土地4,691㎡の減は、紀北健康センターの建設に伴う町有地の用途変更による減でございます。

次に建物でございます。

建物の木造についての区分欄、その他の行政機関、その他の施設150㎡の減は、旧教育委員会事務所解体による減でございます。

公共用財産、公営住宅240㎡の減は、町営住宅小山団地2棟の老朽化に伴う解体による減でございます。

その他の施設9㎡の減は、此ヶ野集会所改築による新旧建物の面積の差による減でございます。

非木造の区分欄、その他の行政機関、その他の施設294㎡の減は、旧給食センター解体による減でございます。

公共用財産、公園44㎡の増は、赤羽公園屋外便所建替による新旧建物の面積の差による増でございます。

その他の施設3,143㎡の増は、紀北健康センターの建設、並びに三浦倉庫施設の取得による増でございます。

(2)の山林の面積、区分欄、所有5万400㎡の増、貸付林5万400㎡の減は、貸付林の返還によるものでございます。

立木の推定蓄積量、所有7,198m³の増は、生長による増、貸付林の返還による増と町有林の除伐等による減の精算によるもので、分収林1,268m³の増は、生長による増と分収林の除伐等による減の精算によるものでございます。合計は、8,466m³の増でございます。

(3) の物権の増減はありませんでした。m³

90ページ、(4)の出資による権利、出資金が全国遠洋沖合漁業信用基金協会30万円の増額は、増資によるものでございます。

(5) の出捐金につきましては、増減がございませんでした。

91ページ、2. の物品につきまして、区分欄、普通乗用車1台増、軽貨物自動車1台減は、古里温泉の軽貨物自動車から送迎用普通乗用車への買い替えによるものでございます。

自家用乗合自動車(マイクロバス) 1 台増は、紀北健康センター送迎用のマイクロバス 購入によるものでございます。

3. の基金につきましての増減でありますが、区分、動産の有価証券1,000万円の増額は、地域振興基金の中から債券を購入したことによるものでございます。

次に、預金(一般会計)では、財政調整基金4億349万1,000円の減、減債基金1億6,902万2,000円の増、庁舎等改築及び改修基金1万5,000円の増、地域づくり事業基金3,229万4,000円の減、福祉事業基金320万円の減、環境衛生施設整備基金1億4万1,000円の増、地域振興基金214万1,000円の減となっておりますが、今年度の積立て分から債券購入に充てた額を差し引いたものでございます。

ふるさと応援基金6,191万2,000円の増、みえ森と緑の県民税市町交付金基金33万2,000円の減、小計では、1億1,046万8,000円の減となっております。

特別会計では、指定介護老人福祉施設基金1,661万9,000円の減、同じく小計で、 1,661万9,000円の減となり、基金全体では1億1,708万7,000円を減額いたしております。 次に、認定第2号 平成29年度 紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 についてでございます。 議案書の6ページをお願いいたします。

認定第2号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度紀北町 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付 する。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書100ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計・歳入でございます。

第1款・国民健康保険料の調定額は、4億8,589万8,801円で、これに対する収入済額は3億6,948万6,481円で、徴収率は76.04%、前年度は75.47%で、0.57%の増となり、この内、現年度分の徴収率は96.75%、滞納繰越分の徴収率は12.37%でございます。

第3款・使用料及び手数料の収入済額は、4万6,720円で、保険料の督促手数料でございます。

第4款・国庫支出金の収入済額は、6億151万8,330円で、第1項・国庫負担金は療養 給付費等負担金と高額医療費共同事業負担金等でございます。

102ページの第2項・国庫補助金は、医療費の支払に対する財政調整交付金等でございます。

第5款・療養給付費交付金の収入済額は、5,934万9,000円で、社会保険診療報酬支払 基金からの退職者医療に対する交付金でございます。

第6款・前期高齢者交付金の収入済額は、8億6,521万663円で、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者医療費に対する交付金でございます。

第7款・県支出金の収入済額は、1億3,907万8,910円で、第1項・県負担金は高額医療費共同事業負担金等、第2項・県補助金は県財政調整交付金でございます。

第8款・共同事業交付金の収入済額は、5億5,801万3,517円で、三重県国民健康保険 団体連合会からの高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する交付金でござ います。

104ページの第10款・繰入金の収入済額は3億4,799万1,554円で、一般会計などからの繰入金でございます。

第11款・繰越金の収入済額は、1,830万8,088円で、前年度の歳計剰余金でございます。

第12款・諸収入の収入済額は、476万8,514円で、一般被保険者第三者納付金等でございます。

以上、106ページの歳入合計では、予算現額30億6,559万4,000円に対する調定額は30億8,018万4,097円、調定額に対する収入済額が29億6,377万1,777円、不納欠損額が707万4,345円、収入未済額が1億933万7,975円と相成りました。

続きまして、歳出でございます。

108ページの第1款・総務費の支出済額は4,510万5,846円で、主な支出は、第1項・総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項・徴収費では、保険料の賦課徴収等に要した経費でございます。

第2款・保険給付費の支出済額は18億1,874万6,943円で、主な支出は、一般及び退職被保険者等の療養諸費、110ページの高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどに要した経費でございます。

112ページの第3款・後期高齢者支援金等の支出済額は2億5,566万4,399円で、主な支出は、社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金等でございます。

第4款・前期高齢者納付金等の支出済額は95万1,885円で、社会保険診療報酬支払基金への前期高齢者納付金等でございます。

第5款・老人保健拠出金の支出済額は6,510円で、社会保険診療報酬支払基金への老人保健事務費としての拠出金でございます。

第6款・介護納付金の支出済額は1億555万9,968円で、社会保険診療報酬支払基金へ の介護納付金でございます。

第7款・共同事業拠出金の支出済額は5億203万7,953円で、高額医療費や保険財政安 定化などの共同事業のための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。

114ページの第8款・保健事業費の支出済額は2,158万3,765円で、特定健康診査等事業等に要した経費でございます。

第9款・基金積立金の支出済額は9,707万6,000円で、国民健康保険財政調整基金への 積立金でございます。

第10款・公債費の支出は、ございませんでした。

第11款・諸支出金の支出済額3,192万432円は、116ページの第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金で、平成28年度国民健康保険療養給付費等負担金、平成28年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金等の交付額の確定による返還等に要

した経費でございます。

第13款・予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額30億6,559万4,000円に対しまして、支出済額が28億7,865万3,701円となり、その結果、差引不用額は1億8,694万299円と相成りました。

118ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額29億6,377万2,000円から歳出総額28億7,865万4,000円を差し引いた歳入歳出 差引額は8,511万8,000円となり、これを平成30年度へ繰り越すものでございます。

次に、認定第3号 平成29年度 紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

認定第3号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度紀北町 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す る。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書125ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計・歳入でございます。

第1款・後期高齢者医療保険料の調定額は、1億5,940万1,798円、収入済額は1億5,549万3,483円で、徴収率は97.55%、前年度は97.94%で、0.39%の減となり、この内、現年度分の徴収率は98.76%、滞納繰越分の徴収率は36.61%でございます。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は6,120円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料でございます。

第4款・繰入金の収入済額は、3億9,657万7,038円で、一般会計からの繰入金でございます。

第5款・繰越金の収入済額は、2,066万98円で、前年度の歳計剰余金でございます。 第6款・諸収入の収入済額は、3,183万3,769円で、平成28年度療養給付費負担金の精 算金等でございます。

以上、歳入合計は、予算現額 5 億7,838万6,000円に対する調定額は、6 億847万8,823 円、調定額に対しまして収入済額が6 億457万508円、不納欠損額が1万6,143円、収入 未済額は389万2,172円と相成りました。

続きまして、歳出でございます。

127ページの第1款・総務費の支出済額は、1,015万4,634円で、主な支出は、第1項・総務管理費で職員人件費や一般事務費に要した経費でございます。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、5億4,632万1,778円で、三重 県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

第4款・諸支出金の支出済額は、1,611万6,143円で、主な支出は、療養給付費の精算による一般会計への繰出金等でございます。

以上、歳出合計は、予算現額 5 億7,838万6,000円に対しまして、支出済額が 5 億7,259万2,555円となり、その結果、差引不用額は、579万3,445円と相成りました。

129ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 6 億457万1,000円から、歳出総額 5 億7,259万3,000円を差し引いた歳入歳出 差引額は、3,197万8,000円となり、これを平成30年度へ繰り越すものでございます。

認定第4号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

認定第4号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度紀北町 介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付 する。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書136ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計・歳入でございます。

第1款・サービス収入の収入済額は、1億3,014万5,330円で、居宅介護サービス費及 び施設介護サービス費による収入でございます。

第2款・県支出金の収入済額は、3万2,000円で、居宅介護サービス費、施設介護サービス費による収入でございます。

第5款・繰入金の収入済額は、1,751万9,000円で指定介護老人福祉施設基金繰入金で ございます。 第6款・繰越金の収入済額は、1,189万6,717円で、前年度の歳計剰余金でございます。 第7款・諸収入の収入済額は、184万1,917円で、主な収入は、138ページの第3項・ 利用料減免補助金で紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金でござい ます。

以上、歳入合計は、予算現額1億5,716万9,000円に対する調定額は、1億6,143万4,964円、調定額に対しまして収入済額は、1億6,143万4,964円と相成りました。 続きまして、歳出でございます。

140ページの第1款・総務費の支出済額は、1億4,576万2,027円で、職員人件費や事務費、施設管理などに要した経費でございます。

第2款・サービス事業費の支出済額は、81万1,273円で、居宅介護サービス事業に要 した経費などでございます。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

142ページの歳出合計、予算現額1億5,716万9,000円、支出済額が1億4,657万3,300円となり、その結果、差引不用額は1,059万5,700円と相成りました。

144ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億6,143万5,000円から歳出総額1億4,657万3,000円を差し引いた歳入歳出 差引額は1,486万2,000円となり、これを平成30年度へ繰り越すものでございます。

一般会計及び特別会計3件の決算の概要につきましては、以上でございます。

家崎仁行議長

次に、認定第5号について詳細説明を求めます。

よろしくお願い申し上げます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、認定第5号 平成29年度紀北町水道事業会計決算について、ご説明させていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

認定第5号 平成29年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成29年度紀 北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

それでは、決算書につきまして、ご説明させていただきます。

あわせて決算説明資料も配付させていただいております。

また、水道事業におきましては、平成29年度より簡易水道事業を上水道事業に統合 しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、紀北町水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

1. 平成29年度紀北町水道事業決算報告書でございます。

この報告書は、税込額での記載となっております。

(1) 収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益の決算額は、4億3,054万6,687円で、予算額に対しまして、1,162万1,687円の増となっております。

第1項・営業収益の決算額は、3億4,689万2,591円で、主なものといたしましては、 水道使用料等でございます。

平成29年度水道料金の収納状況は、調定額3億7,452万7,230円に対しまして、収納額3億4,462万8,248円となります。収納率につきましては、92.02%、前年度と比較しますと0.47%の増となっております。

現年度分収納率につきましては、99.47%。過年度分につきましては11.24%となっております。

次に、第2項・営業外収益の決算額は、8,343万2,162円で、主なものといたしましては、一般会計からの補助金や、長期前受金の戻入等でございます。

第3項・特別利益の決算額は、22万1,934円で、主なものといたしましては、過年度 未収金の減額により貸倒引当金を戻入したことによるものでございます。

支出につきましては、第1款・水道事業費用の決算額は、3億8,944万7,640円で、 不用額が、1,206万3,360円となっております。

第1項・営業費用の決算額は、3億5,452万1,934円で、主なものといたしましては、 職員の給与費、検針・集金業務委託料、水質検査委託料、水源地の動力費、減価償却 費等でございます。

第2項・営業外費用の決算額は、3,484万3円で、主なものといたしましては、企業 賃償還利息、消費税及び地方消費税納付額でございます。

第3項・特別損失の決算額は8万5,703円で、主なものといたしましては、過年度水

道料金の調定減によるものでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

第1款・資本的収入の決算額は、2億1,079万2,200円で、予算額に対しまして、160 万800円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は、440万円で、消火栓設置工事負担金1基40万円の11基分でございます。

第2項・補助金の決算額は、4,849万2,200円で、主なものといたしましては、簡易 水道事業債等の企業債償還元金にかかる補助金でございます。

第3項・企業債の決算額は、1億5,790万円で、上水道事業債の借り入れとなっております。

支出につきましては、第1款・資本的支出の決算額は、3億4,348万8,023円で、不用額につきましては、973万3,097円となっております。

第1項・建設改良費の決算額は、2億1,330万2,721円で、決算書の13ページに200万円以上の事業を掲載しております。

第2項・企業債償還金の決算額は、1億3,018万5,302円で、内容につきましては、 決算書の16ページに企業債の概況を掲載しております。

なお、3ページ下段に資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てんといたしまして、不足額の1億3,269万5,823円を、消費税資本的収支調整額1,255万7,110円と 損益勘定留保資金1億2,013万8,713円で補てんした旨を記載させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

2. 平成29年度紀北町水道事業損益計算書でございます。

この計算書につきましても、税抜額での記載となっております。

それでは、2列目の収益、費用の合計額により、ご説明させていただきます。

- 1. 営業収益の合計額は、3億2,120万2,608円。
- 2. 営業費用の合計額は、3億4,956万3,722円。
- 3. 営業外収益の合計額は、8,345万6,464円。
- 4. 営業外費用の合計額は、2,718万6,303円。

これらを差し引きした経常利益は、4列目に記載の額ですが、2,790万9,047円となりました。

次に、5. 特別利益につきましては、22万1,934円。

6. 特別損失につきましては、7万9,356円でございまして、当年度純利益につきましては、2,805万1,625円となり、前年度繰越利益剰余金が、9,189万7,839円ありましたことから当年度未処分利益剰余金は、1億1,994万9,464円となりました。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

3. 平成29年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。

この計算書につきましては、税抜額での記載となっております。

まず、資本金につきましても、当年度の変動はなく、当年度末残高が、11億2,461万 9,413円となっております。

剰余金の資本剰余金につきましても、当年度の変動はなく、資本剰余金合計額の 当年度末残高は、3,866万4,795円となっております。

次に7ページの利益剰余金につきましては、減債積立金は、当年度の変動はなく、 当年度末残高は、4,223万7,902円となっております。

建設改良積立金も当年度の変動はなく、当年度末残高は、9,647万8,133円となっております。

未処分利益剰余金の当年度変動額は、2,805万1,625円で、当年度末残高は、1億1,994万9,464円となっております。

利益剰余金の合計といたしましては、2億5,866万5,499円で、当年度末資本の合計 は、14億2,194万9,707円となりました。

次に、6ページ下段の4. 平成29年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、先ほど、ご説明させていただきました、議案第52号の利益の処分案でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。

5. 平成29年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。

これにつきましても、税抜額での記載となっております。

資産の部では、表の右端になりますが、固定資産の合計額が、38億415万8,983円、 流動資産の合計額が、2億7,558万3,313円で、資産の合計額は、40億7,974万2,296円 となっております。

9ページをお願いいたします。

負債の部では、固定負債の合計額が、14億6,582万4,392円、流動負債の合計額が、

1億4,392万7,493円、繰延収益の合計額が、10億4,804万704円で、負債の合計額は、 26億5,779万2,589円となっております。

資本の部につきましては、資本金が、11億2,461万9,413円、剰余金の合計額が、2 億9,733万294円で、資本の合計額は、14億2,194万9,707円となっており、負債と資本 の合計額40億7,974万2,296円は、資産の合計額と合致しております。

10ページの注記につきましては、決算数値の算出根拠等を記載しております。

11ページからは、決算付属書類となっております。11ページから16ページは、平成29年度紀北町水道事業報告書でございます。

11ページは、平成29年度の収益的収支、資本的収支について総括的な説明をさせていただいております。

12ページは、議会の議決事項と職員に関する事項。

13ページは、200万円以上の建設改良工事の概況でございます。

14ページは、平成29年度の業務の量で給水契約戸数等を記載させていただいております。

15ページは、事業収入及び費用に関する事項でございます。

16ページは、重要契約の要旨といたしまして、500万円以上の契約と企業債の概況を記載しております。

平成29年度末の企業債の未償還残高は、15億9,543万4,887円となっております。

17ページは、キャッシュ・フロー計算書でございます。

18ページから20ページは、収益・費用明細書でございます。

21ページ、22ページは、固定資産の明細書でございます。

23ページから28ページにつきましては、企業債の明細書でございます。

以上で、平成29年度紀北町水道事業会計決算の内容説明を終わらせていただきます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

以上で議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

家崎仁行議長

ここで、暫時休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午後 1時 00分)

家崎仁行議長

ここで会議録署名議員の追加をお願いいたします。

13番 奥村武生君に指名いたします。

これから、各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題について 3回以内となっております。

委員会での審査は充分にできますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、申し合わせにもありますように、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますようにご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第4

家崎仁行議長

次に、日程第4 議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題 といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

9番 近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

議案第48号ですね、4ページの債務負担行為と17ページの林道治山関係事業について お伺いします。 今回、債務負担行為で今年度の予算にもあったんですけど、29年度で農業遺産に指定されたことでFSCの認証の普及のための事業なんですけれども、農業遺産とFSC認証が有利になると思うんですけれども、詳しくそこら辺の関係を説明していただきたいというのと。

まず1年間が2年になった、この理由は何なのかお伺いします。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

近澤議員のご質問にお答えします。

平成29年3月に尾鷲ヒノキ林業ということで、日本農業遺産に認定をいただきました。この尾鷲ヒノキの林業をですね、この持つ価値、これにつきましてなかなか理解をしていただくのにですね、大変だということもございまして、それと今年FSCの認証というのを進めるということで、当初予算でですね、予算を認めていただいた中でですね、現在FSC認証に向けての取り組みを進めております。秋に10月以降ですが、FSC認証のですね、具体的な認証に向けての取り組みが始まりまして、そちらのほうにはですね、専門家の方もみえてですね、この尾鷲ヒノキ林業の持つ意味とか価値、その辺も含めたFSC認証に向けた取り組みがなされます。

そのFSC認証を受ける取り組みとかも含めてですね、映像化をしてですね、尾鷲林業の持つ価値とか、その意味をですね、FSC認証の取り組みとともにとっていきたいということで、それを使ってですね、尾鷲ヒノキ林業の持つ価値を広くPRしていくための材料にしたいということでございます。

それと2カ年にわたるというのはですね、秋からこの映像の撮影を始めまして、来年のですね、ヒノキ林の一番生命力に溢れる、緑化が一番尾鷲ヒノキとしてですね、すばらしいと思われる季節が4月から5月、6月あたりですね、その辺にも撮影をしていくということでですね、この30年度と31年度の2カ年に分かれますもので、今回、債務負担を組ませていただいてですね、2カ年の事業ということで予算計上をお願いしたところでございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

今、概要を説明していただいたんですけれども、何分ぐらいの映像になるのか。また、町内にはこういう専門的なことを製作するような事業者があるのかどうかですね、そして、またもう1点この認証を取るには、森林の経営計画が前提となるとお聞きしました。果たしてどのような全体林業関係者のだいたい何%とか、何十パーセントとか、そういうことをFSCの認証を目指してこの計画を立てられるのかお伺いします。

先ほど私、17ページもお尋ねしますと言ってお尋ねしなかったので聞きます。17ページのほうは林道の修繕費という説明でしたが、これには修繕料のほかに事業補助金も付いておりますので、どのような事業なのか、補助金をもらってどのような方がなさる治山事業なのかお伺いします。

家崎仁行議長

上野課長。

上野和彦農林水産課長

FSCにつきましては、まず尾鷲市が既にFSCの認証を受けられております。今回、紀北町ではですね、民間の方で2事業体がFSCをとっておられますけれども、町有林をですね、FSC化するということでそちらのほうを今年度進めてですね、来年以降にですね、それを核にですね、民間の方もFSCに参加していただきたいというふうに考えておりますので、その森林経営計画ですね、森林経営計画を持たれている方で、まだFSCの認証を受けておられない方について、FSCのほうをですね、普及していきたいと。

どれぐらいの割合かといいますと、申し訳ありませんがそこまでの割合という形では調べてはおりませんけれども、この尾鷲森林組合の範囲内においてですね、森林経営計画を立てられている方でFSCのほうの認証を賛同いただいてですね、伺っていただきたいなということで、その辺を知っていただくための資料としても、この映像を使っていきたいなというふうに考えております。

それと、町内でこの映像を撮影できる方がいるかどうかということでございますけれども、その辺につきましてはですね、森林組合とも相談しながらですね、どういう撮影形態がいいのかその辺も含めてですね、相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、町内に限らずですね、町内ということに限定したものではないんですが、できるだけ町内の方に声掛けできればと思っておりますけれども、撮影できる方を森林組合

と相談しながら決めていきたいなというふうに考えております。

それから、林道のですね、林道治山環境事業でございます。補助金の関係でございますが、これは64万円ということで森林組合のですね、開設する作業道に対する補助でございます。400万円の事業費に対してですね、国のほうから68%の補助金が入ってまいりますので、残りの分をですね、2分の1ずつ森林組合が2分の1、町がその半分を支援するという形で補助金という形で森林組合のほうに交付したいと考えております。

画像につきましてはですね、時間的なものはまだはっきりと決まってはおりません。 これは画像の業者が決まりましたら相談したいとは思っておりますけども、あまり長い ものにはしたくないということもございまして、現時点では20分程度のものを考えてお ります。

以上でございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

FSC、尾鷲ヒノキのほうの債務負担行為のほうはよくわかりました。林業関係の方に知っていただくのにというように理解ができましたが、一般住民もですね、尾鷲ヒノキに誇りを持っている方が地元の宝と思っている方もたくさんおりますので、一般住民にも見れるような企画というんか、そういう予定もあるのかどうか最後にお伺いします。そういう機会もつくっていただけるのかどうか。

そして林道のことに関しましては、400万円の全体の予算で、どの部分を道をつける のかお聞きします。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

今回作成する映像につきましては、町の魅力を再認識していただくということで、町 民の方にも見ていただきたいなというふうには考えております。どのように活用するか ということでございますが、町内外の個人及び企業等に尾鷲ヒノキをPRしていくよう な形をとってはいきたいとは思ってはおります。

それから、林道につきましては海山のですね、五ノ滝線という林道五ノ滝線というの があるんですが、五ノ滝線からですね、支線を延ばして作業道を整備するというふうに お聞きしております。

以上でございます。

家崎仁行議長

ほかございませんか。

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

20ページの消防費で非常備消防費というところで、消耗品費で安全装備品ということで、予算が36万2,000円計上されているんですけど、この安全装備品というのはどういうものなのかについての答弁を求めるのと。

もう1点、災害対策費で防災推進事業で200万円、これは説明ではブロック塀の修理補助金ということの説明を受けたんですけども、これ当初で485万7,000円というのが計上されて、この中のいくらがブロック塀かちょっと記載漏れではっきりわかっていないんですけども、このうちいくらを使って今回200万円ということで、半分近い予算が出ているんですけども、当初から今まで申請の仕方とか、町民の方々のね。申請の仕方とか工法はどういうふうにしたのか、また補助金の割合、制限等をわかっていましたら答弁を求めるのと。この200万円は何件分の予算計上なのか、この点についての答弁を求めます。

家崎仁行議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

安全備品のほうなんですけれども、これは消防団の網あげ靴、靴のほうをですね、靴 のほうの整備に使わせていただきたいと思っております。

続きまして、ブロック塀の災害対策費のブロック塀についてでございますけれども、 当初の予算では50万円の予算をつけてございます。これは1件修繕費にブロック塀の撤 去の工事に対して半額の補助を行っておりまして、上限が10万円となっておりますので、 5件分を計上しておりました。

今回の地震の大阪の地震を受けまして、申請の数が申込が増えたことによりまして、20件分、10万円×20件分、200万円を計上させていただいております。これまでも工法につきましては、新たに低いブロック塀をつくられた方もおりますし、完全にブロック塀を撤去された方もございます。補助金の上限につきましては、先ほど言いましたとお

り10万円が上限になって、工事費の半額10万円が限度になっております。

申請の仕方につきましては、危機管理課のほうにですね、補助金の交付要綱がございますので、その交付申請書とですね、あと工事する前の業者の見積書、写真ですね、あとそのブロック塀の高さ、長さとかですね、そういったものを申請書に記載していただいて申請していただいて、交付決定させていただいて工事のほうを進めていただくというふうな流れになってございます。

あと最後にですね、現在のところ5件の申請が出てきて、交付決定で工事を進めてい ただいております。

以上でございます。

家崎仁行議長

平野降久君。

15番 平野隆久議員

最初の安全装備品というのは靴代ということで、靴とか補助するということで理解したらいいんですね。あとブロック塀のほうなんですけども、申請の仕方は役場のほうへ来てもらって出すと。ただそのブロック塀の申請をする時、ブロック塀が何m以上の方とかというふうな制限とか、申し込む時にね、そういうことはあるのか。あと広報、こういうことを補助金を出していますよという広報はどのような広報の仕方をしているのか、ちょっと言うてもろたかわからんのですけど、再度それと。

あと今回、当初で5件分だしたと。10万円を上限で50万円で5件分と。現在5件しか来てないということで、それ今後補正を組むのは今後さらに増えるだろうということで、200万円ということなんですかね。ただ、今回台風21号もあったんで、またさらに増える可能性もありますもんで、今後の申請状況にもよると思うんですけど、そういうことも頭に入れて今後やっていただきたいと思うんですけど、その申請の仕方の中での上限とかブロック塀のこういうもんじゃないと申請できないよとかという制限があるのか、広報は今までどういうふうにして、今後またさらにどういうふうにしていくのかについての答弁を求めます。

家崎仁行議長

岩見課長。

岩見建志危機管理課長

申請できる条件なんですけども、高さ60cm以上のブロック塀についてというふうな条

件がございます。

あとですね、広報なんですけれども、町の広報きほくのほうでこれは補助金のPRは させていただいております。

ただいまの状況としましては、10件近くの問い合わせが来てございます。ですのでそれ以上の20件分をですね、予算計上させていただいております。

以上でございます。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

最後でございますけども、広報ね、広報きほくということやったんやけども、やっぱりこの際こういう情報を知らない方も結構みえている可能性はありますんで、例えばZTVの文字放送とかも考えていただいたり、ある程度もう少し広報を今回さっきも言いましたように、台風21号の影響でまたいろいろな方が増える可能性もありますもんで、広報のほうはきちっとしていただきたいと思いますんで、その点を要望して答弁を求めます。

家崎仁行議長

岩見課長。

岩見建志危機管理課長

今後ともZTVなりの広報を続けてさせていただきたいと思います。

家崎仁行議長

ほかにございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第5

家崎仁行議長

次に、日程第5 議案第49号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第6

家崎仁行議長

次に、日程第6 議案第50号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第7

家崎仁行議長

次に、日程第7 議案第51号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第8

家崎仁行議長

次に、日程第8 議案第52号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを 議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

家崎仁行議長

次に、日程第9 認定第1号 平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について を議題といたします。

質疑については、まず11ページから30ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

歳出については、31ページの1款・議会費から、63ページの6款・商工費までと、63ページ7款・土木費から、91ページの財産に関する調書まで、3分割で質疑を行います。 それでは、11ページから30ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出、31ページの1款・議会費から、63ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、63ページの7款・土木費から、91ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

これで、認定第1号についての質疑を終了します。

日程第10

家崎仁行議長

次に、日程第10 認定第2号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

家崎仁行議長

次に、日程第11 認定第3号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

家崎仁行議長

次に、日程第12 認定第4号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第13

家崎仁行議長

次に、日程第13 認定第5号 平成29年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

家崎仁行議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

日程第14及び日程第15の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに いたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第5号 平成29年度健全化判断比率の報告についてでありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率を 監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第6号 平成29年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてでありますが、 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度公営 企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、 それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

家崎仁行議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第5号についての内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、報告第5号について説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

報告第5号 平成29年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規 定により、平成29年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

この報告は、健全化法第3条第1項の地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の 提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書 類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断比率を議会に報告し、 かつ公表を行うとする規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの項目があり、この比率が基準以上となると財政の健全化や再生のための計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないこととなっております。 11ページをご覧ください。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、 対象となる会計がすべて黒字であり、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては7.0%で、前年度の7.4%と比べまして0.4%減少していることから、改善されているものとなっております。

改善されました要因といたしましては、地方債の償還が進み、元利償還金の額が減少 したことなどによるものでございます。

参考に記載しております早期健全化基準の25%と比べましても、低い数値となっております。

次に、将来負担比率でございますが、将来負担額を充当可能財源等が上回っていることから、算出されませんでしたので数値の記載はございません。

以上、4つの指標のいずれの数値も基準を上回ることはなく、財政の健全性は確保されたものとなっております。

なお、12ページ、13ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

次に、報告第6号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、報告第6号 平成29年度公営企業に係る資金不足比率の報告について、ご 説明させていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

報告第6号 平成29年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成29年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成30年9月4日提出

紀北町長 尾上壽一

次に15ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町の公営企業における資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましては、資金不足は発生しておりません。このため数字のほうを記載しておりません。よろしくお願いします。

以下、16ページからは監査委員の意見書をつけさせてもらっておりますので、よろ しくお願いいたします。

以上でございます。

よろしくお願いします。

家崎仁行議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

日程第14

家崎仁行議長

これから質疑を行います。

日程第14 報告第5号 平成29年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

家崎仁行議長

次に、日程第15 報告第6号 平成29年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

これで、2件の報告案件についての質疑は終了し、聞き置くことといたします。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は、すべて終了しました。

家崎仁行議長

ここで、決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、この場で 暫時休憩します。

(午後 1時 31分)

家崎仁行議長

(午後 1時 32分)

日程の追加

家崎仁行議長

お諮りします。

ただいま、配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、 直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

家崎仁行議長

追加日程第1 発議第1号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。 お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定しました。

決算特別委員会委員の指名

家崎仁行議長

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、紀北町議会委員会 条例第8条の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定します。 お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

3番 原 隆伸君 4番 谷 節夫君

7番 太田哲生君 8番 瀧本 攻君

10番 入江康仁君 14番 東 清剛君

の6人を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員には、ただいま議長が指名したとおり、選任する ことに決定します。

家崎仁行議長

決算特別委員会の委員が決定しました。

紀北町議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集し、

正副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うこととなっております。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、 副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

家崎仁行議長

それでは、決算特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

(午後 1時 35分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 39分)

家崎仁行議長

ただいまの互選結果について報告いたします。

決算特別委員会委員長に、東 清剛君

副委員長に、瀧本 攻君が就任されました。

決算審査にあたっては、よろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩いたします。

委員会付託表を配付してください。

(午後 1時 40分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 41分)

委員会付託

家崎仁行議長

配付漏れはございませんか。

お諮りします。

本日の議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、 別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

家崎仁行議長

これで、本日の日程は全て終了しました。

なお、付託案件の審査については、明日の9月6日木曜日、7日金曜日の両日で特別委員会の開催、常任委員会につきましては、10日月曜日が総務産業常任委員会、11日火曜日は教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間はいずれも午前9時30分からの開催になります。委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

家崎仁行議長

(午後 1時 42分)

地方自治法第 123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 1 1 月 2 0日

紀北町議会議長 家崎仁行

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 奥村武生